岡山市告示第 577 号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき，道路の占用を制限する区域を次のとおり指定する。

その区域を示した図面は，岡山市都市整備局道路部道路港湾管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和7年7月1日

岡山市長　大　森　雅　夫

1　道路の種類，路線名及び区域

道路の種類	路　線　名	占用を制限する区域
県　道	岡山牛窓線	東区西大寺中野７７９番３先から 東区西大寺中野４２２番３先まで
県　道	西大寺山陽線	東区西大寺南二丁目１４５５番先から 東区西大寺中二丁目４６８番１先まで
県　道	九蟠中野線	東区西大寺中野５番１先から 東区西大寺中野３８８番２先まで
県　道	後楽園線	北区出石町一丁目６３番５先から 北区出石町一丁目３０番４先まで
市　道	大元駅前・二日市町線	北区東古松二丁目２５２番１先から 北区清輝橋三丁目２７９番３先まで
市　道	石関町・内山下線	北区石関町６番１０１先から 北区丸の内二丁目１番１１０先まで
市　道	石関町３号線	北区出石町一丁目６３番先から 北区石関町６番１０１先まで
市　道	丸の内１０号線	北区丸の内二丁目１番１１０先から 北区丸の内二丁目９３番２先まで

2　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（鉄道及び軌道の電柱並びに占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし，電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり，当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は，この限りでない。

3　占用を制限する理由

緊急輸送道路等の占用を制限することにより，災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4　占用制限の開始の期日

令和7年7月1日